二　買換資産が令第十九条第十五項の規定の適用を受けた買換資産である場合　同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額（法第十九条第十項（法第二十条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に令第十九条第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）

三　買換資産が令第二十四条第十五項の規定の適用を受けた連結買換資産である場合　同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額（法第二十七条第十項（法第二十八条第十六項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に令第二十四条第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）

4　法第二十条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十条第二項の規定の適用を受けようとする法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　法第二十条第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（第五号及び第七号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三　法第二十条第二項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

四　譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日

五　分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日

六　法第二十条第二項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額及びその金額の計算に関する明細

七　第五号の取得をする見込みである資産について分割承継法人等において適用を受けようとする法第十九条第一項の表（次項第七号及び第六項第四号において「表」という。）の各号の区分

八　その他参考となるべき事項

5　法第二十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十条第四項の規定の適用を受けようとする同条第五項に規定する法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　法第二十条第四項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（第四号及び第六号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三　法第二十条第四項第二号に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

四　法第二十条第四項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第二号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額

五　前号に掲げる特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日

六　分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日

七　前号の取得をする見込みである資産について適用を受けようとする表の各号の区分

八　その他参考となるべき事項

6　法第二十条第十六項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十五条の七第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十条第一項の規定の適用を受けようとする法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　取得をする見込みである資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日

三　法第二十条第一項の特別勘定を設ける方法により経理した金額並びに当該特別勘定に係る譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日

四　第二号の取得をする見込みである資産について適用を受けようとする表の各号の区分

五　その他参考となるべき事項

7　令第十九条第三十四項に規定する財務省令で定める面積及び同条第三十五項に規定する当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。

一　法第二十条第四項第一号又は第二十八条第五項第一号の適格合併によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合　当該特別勘定の基礎となった譲渡に係る土地等の面積を基礎として令第十九条第三項又は第二十四条第三項の規定により計算した面積（既に当該特別勘定に係る法第十九条第一項に規定する買換資産（法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。）のうちに法第十九条第一項及び第七項、第二十条第七項及び第八項、第二十七条第一項及び第七項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けた土地等がある場合には、当該計算した面積から当該適用を受けた土地等に係る面積を控除した面積。次号において「取得可能面積」という。）

二　法第二十条第四項第二号又は第二十八条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合　当該適格分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人が当該特別勘定の金額の引継ぎの際に法第二十条第五項又は第二十八条第六項の規定により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（取得可能面積を限度とする。）

三　法第二十条第四項第二号又は第二十八条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資によりこれらの規定に定める期中特別勘定の金額を引き継ぐ場合　当該適格分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人が当該期中特別勘定の金額の引継ぎの際に法第二十条第五項又は第二十八条第六項の規定（当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合にあっては、法第二十条第三項又は第二十八条第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（当該期中特別勘定の基礎となった譲渡に係る土地等の面積を基礎として令第十九条第三項又は第二十四条第三項の規定により計算した面積を限度とする。）

8　令第十九条第三十五項に規定する特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、前項第一号及び第二号に掲げる場合の区分に応じこれらの号に定める面積とする。

9　法第十九条第七項（法第二十条第八項において準用する場合を含む。）及び法第二十条第二項の規定の適用がある場合における法人税法施行規則第二十七条の十四の規定の適用については、同条中「の規定」とあるのは「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定」と、同条第二号中「に掲げる」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第七条第二項第六号及び第四項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる」とする。

（代替資産の取得期間等の延長の特例）

第八条　法第二十二条の税務署長の承認を受けようとする法人は、同条に規定する資産の取得をすべき期間の末日（当該期間の末日が平成二十三年九月三十日前である場合には、同日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　申請をする法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　その申請の日における租税特別措置法第六十四条の二第四項第一号又は第六十五条の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額